

令和 7 年 6 月 10 日
役 場 3 階 委 員 会 室

議 事 録

添田町農業委員会

令和 7 年 6 月 10 日 添田町農業委員会議事録

日 時 令和 7 年 6 月 10 日（火） 午後 4 時

場 所 添田町役場 3 階 委員会室

招集者 添田町農業委員会会長 鶴 我 國 晴

議 事

第 1 議事録署名委員の指名

4 番 森 秋 義

5 番 堀 由 香 利

第 2 議 案

議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈
与許可申請承認について

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売
買許可申請承認について

出席委員（8 名）

1 番 鶴 我 國 晴

2 番 宮 崎 和 博

4 番 森 秋 義

5 番 堀 由 香 利

6 番 照 瀬 保 道

8 番 内 野 恭 一

9 番 高 瀬 千 束

10 番 尾 形 吉 則

欠席委員（2 名）

7 番 岡 崎 雄 一

小 畑 眞 二

出席推進委員（6 名）

藤 岡 宏 康

入 口 富 士 男

黒 崎 延 和

鎌 田 英 彦

宮 岡 雅 夫

鈴 見 敏 憲

出席職員（3 名）

農業委員会事務局長 岩 崎 竜 己

係長 加 藤 光 彦

主査 村 上 麻 衣

(午後 4 時)

事務局 開会に先立ちまして、添田町農業委員会会議規則第 6 条に従い、本日の出席者が委員定数の過半数を超えておりますので、本総会が成立すること報告します。

それでは、宮崎副会長に開会を宣言していただきます。

◎開 会

副 会 長 只今から、令和 7 年度 6 月期の総会を開会します。

会長、議長役をお願いします。

議 長 それでは、定例会議を始めます。

本日は、岡崎委員、小畑推進委員が欠席です。今回の議事録署名委員は、4 番森委員 ・ 5 番堀委員を指名しますので、事務局の議事録作成後、確認・署名をお願いします。

◎議 案

議 長 それでは審議に入ります。

議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について」を審議します。

事務局説明をしてください。

事務局 議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可申請承認について」をご説明させていただきます。

説明資料は、1 ページと図面 1 ページになります。

申請地は、添田地区朝日ヶ丘団地付近になります。

申請理由は、譲渡人は高齢のため管理が出来なくなり、子に譲り渡し、農地を維持管理していくこととなったため、今回の申請となっております。

この申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員である照瀬委員、現地の説明をお願いします。

照瀬委員 それでは説明させていただきます。場所はこちらになります(図説)。申請理由の通り、譲渡人から後継者である子へ権利を移し、野菜の作付けを行っていくと伺っております。以上で説明を終わります。

議 長 照瀬委員の説明が終わりました。
この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 特に意見がないようですので、これで審議を終わります。
それでは、議案第 8 号について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

議 長 挙手多数と認め、よって、議案第 8 号は、申請のとおり許可します。
次に議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・
売買許可申請承認について」を議題とします。事務局、説明し
てください。

事 務 局 議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売買
許可申請承認について」をご説明いたします。
2 ページと図面 2 ページをご覧ください。
申請地は、野田地区貴船神社付近になります。
申請理由は、譲渡人は譲受人に宅地を売買する予定があり、それに
伴い、農地も売買することで合意をしたとのこと。譲渡人は高
齢であり、また遠方に住んでいるため、耕作放棄地になることを回
避するため、農地も合わせて売買したいということで今回の申請と
なっております。
この申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可
要件のすべてを満たしています。
以上のことについて、ご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。では、皆さんにお伺いします。
この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等はございませんか。

—「異議なし」の声あり—

議 長 それでは、議案第 9 号について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。

—挙手多数—

挙手多数ですのでこの議案を承認します。これで議案の審議は終了
します。
以上で、本日の議案の審議を終わります。

◎ 報告事項

議 長 つづきまして、報告事項に入ります。

非農地証明願いが 1 件出ております。

それでは、非農地証明願い 番号 1 について事務局説明してください。

- 事務局 非農地証明願 番号 1 をご説明します。
資料 3 ページと図面 3 ページをご覧ください。
土地の所在は、大字津野松平地区にあります。
現地につきましては、6 月 5 日に、宮崎副会長、照瀬委員長、高瀬委員と事務局で現地調査を行っております。
申請理由は、森林整備事業の計画範囲となっており、登記簿を調べたところ、地目が畑のままになっていることが判明しました。40 年ほど前までは耕作していたが、祖父の時代に農地法の許可を受けずに植林したとのことで、今後農地に復することは困難で、現況に合わせて地目変更するために、今回申請されております。以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりました。地元委員であります宮崎副会長説明をお願いします。
- 副会長 それでは図面をご覧ください（図説）。現地を確認いたしましたが、大きく成長した木が茂っている状況で山の一部となっており、とても農地には戻せる状況ではありませんでした。以上です。
- 議長 では、農地特別委員会照瀬委員長より説明をお願いします。
- 照瀬委員 ただ今副会長よりご説明がありましたとおり、現状はもう農地に戻せる状況にありませんので、非農地として証明することは妥当だと考えます。以上です。
- 会長 照瀬委員長の説明が終わりました。それでは、皆さんにお伺いします。この案件について、ご意見、ご質問、ご異議等ございませんか？
—「異議なし」の声あり—
- 議長 特に意見がないようですので、以上で審議を終わります。
それでは、非農地証明願 番号 1 について採決を行います。
承認することに賛成の方の挙手を求めます。
—挙手多数—
- 議長 挙手多数と認め、この案件について当委員会として承認いたします。
これで議案の審議は終了します。

議長 次に、各委員さんからの報告、連絡事項に入りますが、宮崎 副会長何かありますか。

副会長 田植えが終わり、鹿などによる食害が心配されます。有害鳥獣被害防止の対策をしましょう。

議長 農地特別委員長の照瀬委員長何かありますか。

照瀬委員 特にありません。

議長 農政特別委員長の内野委員長何かありますか。

内野委員 特にありません。

議長 ありがとうございます。他の委員さんは何かありませんか。

議長 特にないようですので、続いて事務局の方から連絡事項について説明してください。

◎事務局連絡事項

事務局 令和7年7月期の定例総会を、7月11日金曜日13時30分から添田町役場3階委員会室で開催を予定しております。

なお、各種申請の受付は、6月25日水曜日を締め切りとしますので、いつものように申請される方がいらっしゃれば、担当委員さんに、連絡、確認をさせてもらおうと思いますので、ご対応のほどよろしくをお願いします。

また、農業委員会女性委員登用推進シンポジウムが、7月29日火曜日の13時30分から、春日市クローバープラザで予定されていますので、高瀬委員と堀委員には、詳細が届き次第ご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

◎閉会

議長 副会長、閉会の言葉をお願いします。

副会長 これをもちまして、令和7年6月期の定例総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

(午後4時30分)